

佐久市文化財指定基準(案)

佐久市文化財保護条例（平成17年条例第221号）第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項の規定に基づき、佐久市教育委員会が行う文化財の指定の基準は、この佐久市文化財指定基準による。

第1 佐久市指定有形文化財

1 建造物

建造物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（石塔、鳥居等）の建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的又は技術的に優秀なもの

イ 歴史的又は学術的価値の高いもの

ウ 流派的又は地域的特色において顕著なもの

2 絵画・彫刻・工芸品

(1) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの

(2) 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの

(3) 題材、品質、形状、形態又は技法等の点で特色があり、意義の深いもの

(4) 流派的又は地域的特色において顕著なもの

3 書跡・典籍

(1) 書跡類のうち書道史上重要と認められるもの

(2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要と認めるもの

(3) 典籍類のうち版本類（版本を含む。）は、印刷史上重要と認められるもの

(4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(5) 書跡類、典籍類で流派的又は地域的特色において顕著なもの

4 古文書

- (1) 古文書類のうち歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類（絵図又は系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 近世及び近代の古文書、日記、記録類等で町村制度、年貢、土地、諸産業、工事、支配、戸口、交通、交易、宗教、凶災、教育、文化等に係るもので、地域的又は学術的価値の高いもの

5 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は佐久市の歴史上重要と認められるもの

6 歴史資料

- (1) 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの
- (2) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの
- (3) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの

第2 佐久市指定無形文化財

1 芸能

- (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術的価値の高いもの
 - イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 芸術的価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、流派的又は地域的に特色があるもの
- (2) (1) の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

2 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの

イ 工芸史上重要な地位を占めるもの

ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、
地域的特色が顕著なもの

第3 佐久市指定有形民俗文化財

(1) 次に掲げる有形民俗文化財のうちその形態、製作技法、用法等
において、市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的
なもの

ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用
具、光熱用具、家具調度、住居等

イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁獵具、工
匠用具、紡織用具、作業場等

ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、
車、飛脚用具等

エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、
鑑札、店舗等

オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、
偶像類、呪術用具、社^じ祠等

カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、
若者宿等

キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜^{ぼく}占用
具、医療用具、教育施設等

ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、
道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠
婚葬祭用具、産屋等

コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、
盆用具等

(2) (1) のアからコに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目
的、内容等が次のアからカまでのいずれかに該当し、市民の生
活文化を知る上で重要と認められるもの

ア 歴史的変遷を示すもの

イ 時代的特徴を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

- エ 技術的特色を示すもの
- オ 生活様式の特徴を示すもの
- カ 職能の様相を示すもの

第4 佐久市指定無形民俗文化財

- (1) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの

- ア 由来、内容等において市民の基礎的な生活文化の特徴を示すもので典型的なもの
- イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの

- (2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、重要と認められるもの

- ア 芸能の発生又は成立を示すもの
- イ 芸能の変遷の過程を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの

- (3) 民俗技術のうち次のアからウのいずれかに該当し、特に重要なもの

- ア 技術の発生又は成立を示すもの
- イ 技術の変遷の過程を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの

第5 佐久市指定史跡

次に掲げる遺跡のうち歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原型を保っているもので学術上価値のあるもの

- ア 貝塚、集落跡、墳墓その他生活に関する遺跡
- イ 城館、国府跡、屋敷その他政治・軍事に関する遺跡
- ウ 社寺の跡その他祭祀信仰に関する遺跡
- エ 教育研究施設、文化施設その他教育・学術・芸術に関する遺跡
- オ 災害関連施設、医療関連施設その他社会生活に関する遺跡
- カ 交通・通信施設、治水施設、その他都市構造に関する遺跡
- キ 商業・金融施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

第6 佐久市指定旧蹟

- (1) 佐久市指定史跡に準ずるもので、歴史の正しい理解のために欠

くことができず、その遺構に歴史的価値の痕蹟が残っているもの又は旧態を推定し得るもの

(2) 墓石、石碑その他歴史的価値のある記念物

第7 佐久市指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので古くから名所として知られているもの又は芸術的若しくは学術的価値の高いもの

ア 公園、庭園等

イ 橋梁、築堤等

ウ 花樹、草木、紅葉、緑樹等の^も叢生する場所

エ 鳥、獣、魚、虫等生息する場所

オ 岩石、洞穴

カ 溪谷、瀑布、溪流、深淵^{えん}

キ 湖沼、湿原、浮島、湧水

ク 火山、温泉

ケ 山岳、丘陵、高原、平原、河川

コ 展望地点

第8 佐久市指定天然記念物

1 動物

次に掲げる動物のうち学術上貴重で佐久市で自然を記念するもの

ア 日本特有の動物で著名なもの及びその生息地

イ 学術上保存を必要とするもの及びその生息地

ウ 自然環境における特有の動物又は動物群^{しゅう}聚

エ 特に貴重な動物の標本

2 植物

次に掲げる植物のうち学術上貴重で佐久市の自然を記念するもの

ア 名木、巨樹、老樹、^き畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢

イ 代表的な原始林、稀有な森林植物相

ウ 池泉、温泉、湖沼、河等の水草類、藻類、^{そう}蘚苔類、^{せんたい}微生物等の生じる地域

エ 代表的な植物帯及び特異地域の植物群落

- オ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- カ 植物分布の顕著な限界地
- キ 栽培植物の顕著な自生地
- ク 稀有又は絶滅の恐れがある植物の自生地

3 地質鉱物

次に掲げる地質鉱物のうち学術上貴重で佐久市の自然を記念するもの

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 地層の整合及び不整合
- ウ 地層の褶曲及び^{ちきあげ}衝上
- エ 地震断層など地塊運動に関する現象
- オ 洞穴
- カ 岩石の組織
- キ 温泉及びその沈澱物
- ク 風化及び侵蝕による地質現象
- ケ 生物の働きによる地質現象
- コ 硫気孔及び火山活動によるもの
- サ 氷雪霜の営力による現象
- シ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 天然保護区域

保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

附則

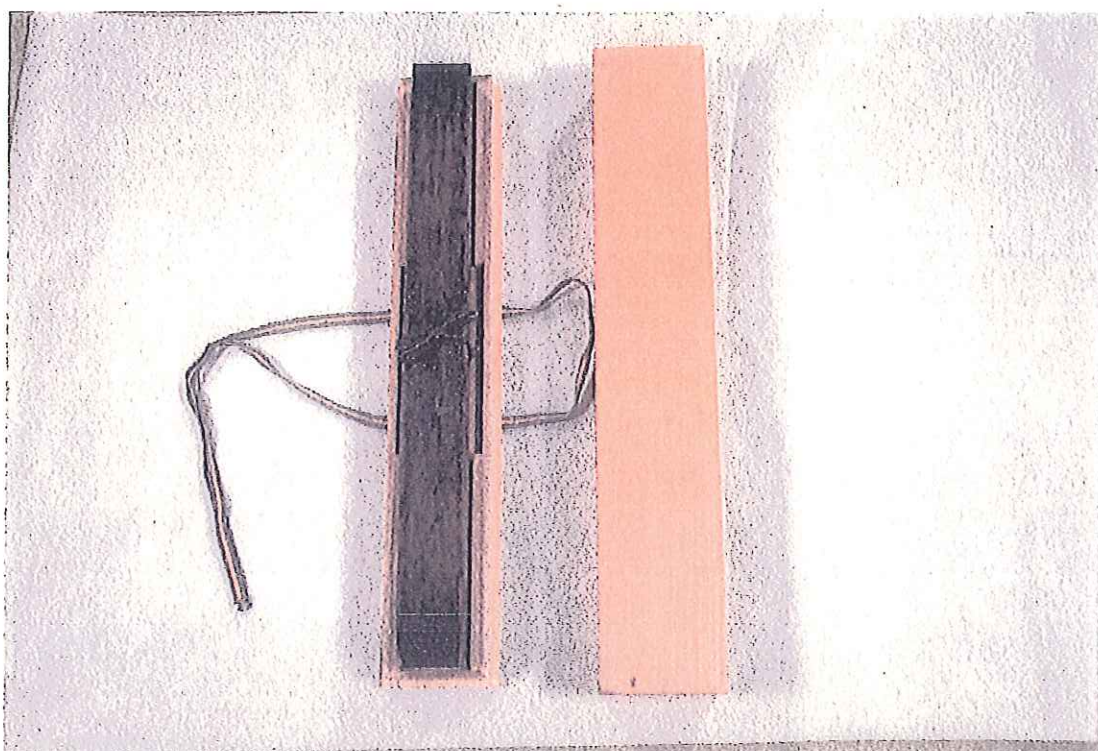
この告示は、平成 年 月 日から施行する。

この施行期日以前の基準に基づき指定された佐久市文化財は、従前の判断による。

※上記は、「東京都文化財指定基準」を参考に作成したものであり、佐久市に特段該当しないと判断される「海」等に関連する記述は除いて作成しました。



「福王寺絹本著色愛染明王像」条幅



「福王寺絹本著色愛染明王像」箱（現在二重箱に収納）



「福王寺絹本著色愛染明王像」箱 「福翁寺」墨書

調査書

調査物件 絹本著色愛染明王像

調査日 平成 25 年 10 月 21 日

調査場所 佐久市協和 福王寺

愛染明王は真言密教の尊格で、密教の中心的菩薩である金剛薩埵の本誓に応じて出現し、人間の欲望をそのまま浄菩提心に至らしめるといふ。全身赤色で、三目にして六臂、頭に獅子の冠をいただき、顔は怒りの相に表される。平安時代以降貴顕の信仰を集めたが、平安時代に遡る画像は一例が知られるのみである。鎌倉時代にも篤い信仰は続いており、画像、彫像ともに多くの作例が残されている。

福王寺が所蔵する一本は、十四世紀に遡ると見られる古例である。縦九十二・五cm、横五十一・五cmを計る絹地に、正面向きの愛染明王を大きく描き出している。明王は赤色の蓮華座上に結跏趺坐し、その全体は熾盛光輪という火炎を抽象化した赤色の円相内に収められている。

胸前に構えた右第一手には金剛杵（五鈷）、右第二手には矢、高く挙げた第三手には蓮華、左第一手には金剛鈴、第二手には弓を持つ。左第三手は拳のままとし、様々な修法に対応する姿である。明王の下方には通例のごとく宝瓶を描き、周囲には宝瓶から湧き出した宝珠などの宝物が描かれるが、残念ながら画面下部は絹の欠損が目立ち、図様がはっきりとしない。

平安時代に遡る細見美術財団本（国指定重要文化財）と比較すると、左第三手の持物や、円相内の火炎の描写の有無が異なるものの、持物をとる腕などの図様は良く似ている。鎌倉時代末期の制作と見られる宝山寺本（国指定重要文化財）は、矢の構え方などの図様の細部に違いが見られるものの、図像的にはほぼ一致している。そのように福王寺所蔵本は、愛染明王の典型的な図像を描くものと言える。

表現の点では優れた線描の技術が各所にうかがえる。頭髮は金泥線と墨線を交互に配して質感を表現しているが、線はやわらかく伸びやかで、繊細である。熾盛光輪中の火炎は墨線で表現されるが、こちらも同様の伸びやかな線である。本図の第一の見所は、そのような線描技術であろう。また目の表現などは実に繊細で、小さな黒い瞳の周りを細い金泥線でくくり、その周りを赤く塗って墨線で縁取り、さらに白目を塗ってその周囲を暈している。

金泥による装飾が各所に施されるが、その技術は確かである。装身具などはかなり厚くしっかりと塗られている。円相や下部の床面を示す界線は切金であろう。緑青と思われる顔料が黒化するなど全体に傷みが激しいが、赤と金を主体とした当初の彩色は、かなり華やかであったと思われる。

以上、オーソドックスな図様であること、確かな線描の技術が見られること、目のつんだ絹が用いられていることなどから見て、本図の制作期は鎌倉末から南北朝にかかる頃の、十四世紀前半と判断されよう。長野県下に鎌倉時代に遡る本格的な密教画は少なく、画面の劣化が惜しまれるとはいえ、本図の価値には大きなものがある。

平成 25 年 10 月 30 日

〒195-0073 町田市薬師台 3-269-5

跡見学園女子大学教授 矢島新



63 きゅうおおさわしょうがっこう 旧大沢小学校



指 定 市有形文化財 平成 8 年 6 月 6 日
所在地 大 沢
所有者 佐 久 市



明治25年（1892）に大沢尋常小学校として建築された学校建築物で、東西に廊下が走り中央に階段を配した明治中期独特の構造をもった建物である。玄関と2階講堂入口には半円形のガラスの欄間を飾り、屋根は梁が二重に組まれ、屋根の東西を五方束でしっかりと支え堅固な造りの建築物である。下見板張りの建築物としては早期のもので、旧志賀小学校の建物にもその手法が継承されている。

市内に残る学校建築物としては比較的往時の状況を残し学術上価値のあるものとされる。昭和57年（1982）の野沢小学校との統合に伴い廃校となった。

建物概要 明治25年建築 木造瓦葺二階建
建坪84坪（約278㎡） 延床面積（約556㎡）

89 わらびてとう 蕨手刀



指 定 市有形文化財 平成 5 年 7 月 1 日
所有者 佐 久 市

古墳時代末期から奈良時代にかけて用いられた鉄製の刀である。

質素な実用的な外装で把頭^{つかかしら}の形が蕨手状をしているので名づけられたもので、古典的な名称ではない。把^{つか}は把木がなく刀身より延付になっている。蕨手刀^{わらびてとう}（又はわらびでのたち）の分布は東日本に圧倒的に多い。

美里の蛇塚古墳は西暦600年代の後期、奈良時代前後のもので、集落の首長とか土地の豪族の墓とされる臼田地域最大のものである。

この蛇塚出土の蕨手刀は、同古墳を清掃中に玄室の左壁際からサヤに納まった状態で出土した。腐蝕は著しく進んでいる。臼田では昭和40年（1965）3月に田口の英田地畑からも出土したが、この蕨手刀は現在国立東京博物館蔵となっている。

県下では蕨手刀12振が出土しており、臼田地域の出土 2 振のほか、小諸市源田谷地古墳より 1 振、女神湖付近 3 振、東御市小見立、同瀬津より各 1 振出土している。

平成 25 年度 文化財パトロール実施計画(案)

[第 1 班]

実 施 日 平成 25 年 11 月 26 日 (火) 午前

担当委員	指定種別	パトロール箇所
丸山正俊 中山 洸 鷺見和人	重要文化財 重要文化財 市有形文化財	龍岡城跡 新海三社神社東本社 滝秩父札所観音石仏

[第 2 班]

実 施 日 平成 25 年 11 月 26 日 (火) 午後

担当委員	指定種別	パトロール箇所
鷹野裕由 依田俊 春原邦江 山崎哲人	重要文化財 市有形文化財 重要文化財、市有形文化財 市史跡	高良社 八幡神社随神門 福王寺 野馬除の柵跡

[第 3 班]

実 施 日 平成 25 年 11 月 27 日 (水) 午前

担当委員	指定種別	パトロール箇所
佐々木久雄 荻原信子 佐々木誠一	重要文化財 県宝 市有形文化財 県史跡	旧中込学校校舎 貞祥寺山門 旧大沢小学校 岩尾城跡

重要文化財旧中込学校外壁破損状況（平成 25 年 9 月 16 日、台風 18 号による）



漆喰壁崩落状況



漆喰壁崩落状況

平成25年9月29日 第3回旧中込学校開校日記念事業

来館者集計

エリア	詳細	人数(人)	割合(%)
佐久市	中込地区	298	54.6
	旧佐久(中込地区を除く)	120	22.0
	臼田地区	37	6.8
	望月地区	9	1.6
	浅科地区	7	1.3
	小計	471	86.3
県内	長野市	1	0.2
	上田市	2	0.4
	小諸市	5	0.9
	東御市	2	0.4
	御代田町	2	0.4
	小計	12	2.2
県外	東京都	3	0.5
	群馬県	9	1.6
	埼玉県	8	1.5
	茨城県	8	1.5
	神奈川県	2	0.4
	大阪府	2	0.4
	千葉県	5	0.9
	静岡県	2	0.4
	山梨県	20	3.7
	新潟県	2	0.4
	秋田県	2	0.4
	小計	63	11.5
	合計	546	100

平成25年9月29日

第3回旧中込学校開校日記念事業 アンケート集計

★アンケート用紙回収数 : 109 (回収率:109/300=0.4)

意見数	⑥ 感 想 ・ 意 見 等
23	普段は入ることができない太鼓楼やテラスに感激した
18	よかった、素晴らしかった
12	貴重な文化財をこれからも大切に守っていきたい
8	懐かしかった
7	当時の資料や教科書が立派に保存されていた
6	階段が急で驚いた
6	きれいに維持されていた
6	先人の教育にける苦労や情熱を感じ、感謝したい
6	保存会や関係者の熱意を感じ、携わる皆さんに感謝したい
4	大変勉強になった
3	講演が良かった
3	開校記念日で開放することはすばらしい、毎年続けてほしい
2	中込小学校の子供たちの熱意を感じ、感謝したい
2	もっといろんな人に見てもらいたい
2	外壁が崩れていた、修理してほしい
2	校内、資料館で説明をしてほしかった
2	開校記念事業を初めて知った
1	訪れてみたかった
1	オルガンや机・椅子が使用できて、自由なことに驚いた
1	お手前が美味しかった
1	昔の建築技術に関心した
1	今の恵まれた時代に感謝したい
1	教育の大切さを感じた
1	祖母が旧中込学校で学んだ
1	また来たい
1	春・秋2回の開放をしてほしい
1	太鼓楼が混んでいたのも、また来たい
1	野点の待ち時間が長く、お茶の方達の笑い声や私的な話が待つ間気になった
1	太鼓楼の説明がはっきりしなかった
1	自分が卒業した小学校の建物の写真が保存されていないのが残念だった
1	消防設備はどうなっているのか
1	中込小学校以外の市内の小学生が見学する機会はあるのか
1	オルガンの演奏会などがあるとよい
1	もっと遊具がほしい
1	エスカレーターがほしい
25	無回答

※ 意見内容が複数の場合は、それぞれの意見毎に分解し集計させていただきました。

また、意見の内容は集計のため簡略化したうえでまとめさせていただきました。

第3回

旧中込学校開校日記念事業

明治6年9月27日の開校記念日にちなんで

旧中込学校を **無料開放** します！！

日時 平成25年9月29日(日) 午前9時～午後5時
場所 旧中込学校(佐久市中込1877)

国の史跡・重要文化財である旧中込学校は、佐久市が誇る信州教育の原点ともいえる学校です。

シンボルである八角形の塔、ステンドグラス、木製の机と椅子、懐かしいオルガンなど、明治期のノスタルジーな雰囲気味わってみませんか。皆さん お誘い合わせのうえお出掛けください。

《特別企画》

●保存会役員のみなさんによる学校案内

●旧中込学校の歴史のはなし

午前10時・午後2時の2回

(おはなし) 旧中込学校保存会長 小林清治郎さん

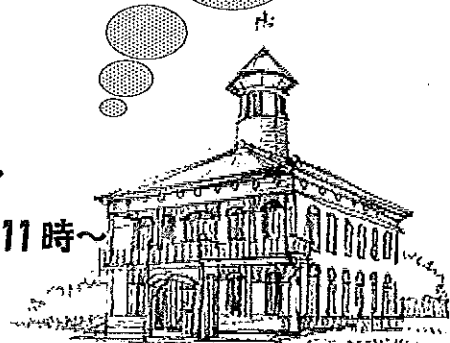
●野点によるおもてなし(先着130名様)

●琴と尺八の演奏 午前10:30～・午後14:30～

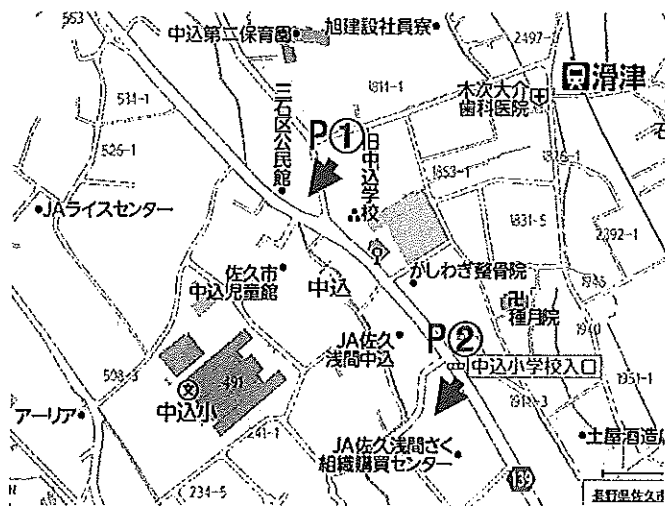
●中込小学校3年生有志による合唱 午前11時～

・当日は、太鼓楼の内部もご覧いただけます。

中込店直売所による
産地直送の農産物の販売もあります。



明治6年9月27日は、
「旧中込学校」の前身であります「成知学校」が開校した日です。



P① 旧中込学校第2駐車場

P② JA 佐久浅間様駐車場

お問合先:

旧中込学校 住所 佐久市中込 1877

電話 0267-62-7845

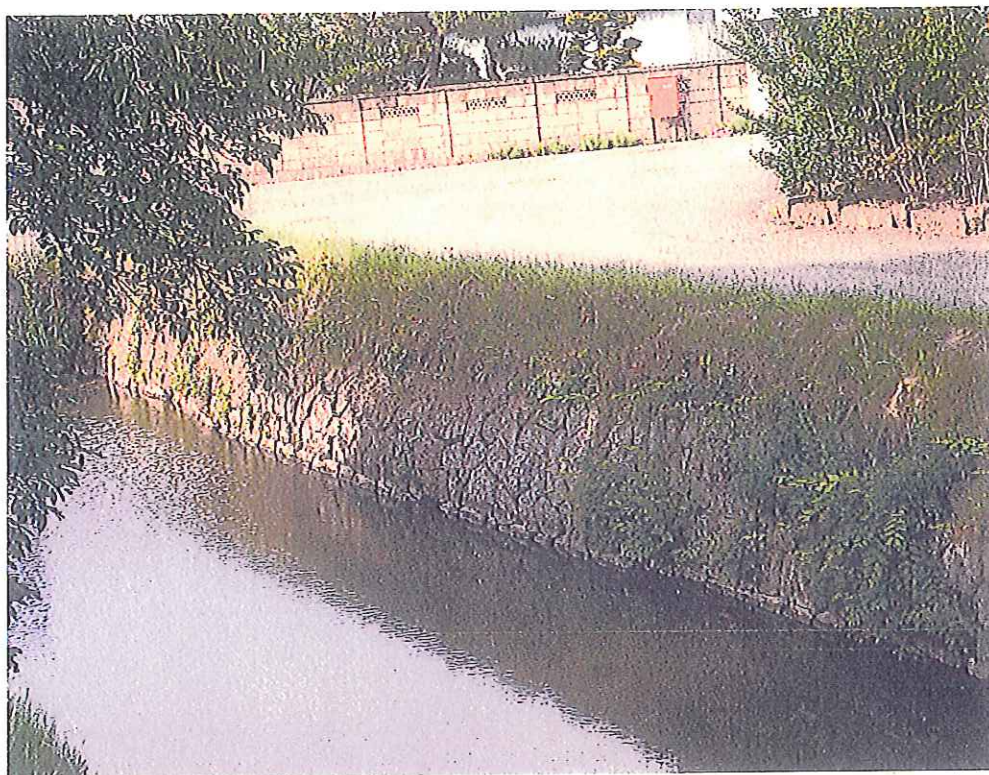
佐久市教育委員会文化財課

住所 佐久市志賀 5953

電話 0267-68-7321

主催: 佐久市教育委員会文化財課 共催: 旧中込学校保存会 協力: 中込地区区長会 中込店直売所

国史跡龍岡城跡 石垣崩落状況および応急修理状況



国史跡龍岡城跡 崩壊前状況（写真中央の堀側に孕んでいる箇所が今回の崩落箇所 2012.6.27）



国史跡龍岡城跡 崩落時状況（2013.3.14）

・根石が堀側に移動し石垣次石以降が堀側に崩落、裏込・版築土が崩落石上部まで移動し安定状態となっているが、放置すると堀側に崩落する危険がある。崩落境目の石垣が今回の崩落に引きずられ孕んでいる）



国史跡龍岡城跡 応急工事状況（通常土嚢設置完了状況、石垣上部の崩落した版築土の固定と雨水対策）



国史跡龍岡城跡 応急工事完了状況（雨水浸入を防ぐための養生シートの設置と固定）

佐久市教育委員会歴史的資料等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市教育委員会市町村誌（志）作成に際し収集した歴史的資料等（以下、「歴史的資料等」という。）の閲覧等する場合の手続き、その他必要な事項について定めるものとする。

(歴史的資料等)

第2条 歴史的資料等とは、佐久市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）文化財課で保管・管理する資料で、次に掲げるものをいう。

- (1) 旧役場等の行政文書
- (2) 個人所蔵の私家文書等で行政文書に準じた役割をもった文書
- (3) 区や旧市町村の文書で行政文書に準じた役割をもった文書

(閲覧の許可等)

第3条 歴史的資料等の閲覧等をしようとするものは、佐久市教育委員会歴史的資料閲覧等申込書（様式第1号）により市教育委員会の承諾を受けなければならない。

2 市教育委員会は、前項の規定による申込の内容が閲覧等を不適当と認めた場合は文書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知する。

(閲覧の制限)

第4条 教育委員会は、保存されている歴史的資料等のうち次の各号に掲げるものの閲覧等を制限することができる。

- (1) 法令等の定めるところにより公開ができないもの
- (2) 個人に関する資料で、他人に知られたいと認められるもの
- (3) 法人その他の団体に関する資料で、閲覧に供することにより当該法人その他の団体に不利益を与えるおそれがあると認められるもの
- (4) 歴史的資料等であって、その保存上支障のあるもの
- (5) 寄贈者又は文書所蔵者から閲覧等の同意がないもの又は利用の制限について特約があるもの
- (6) 文書の内容が正確に読み取れないことにより公開であることが適当であるかどうか判断しがたいもの
- (7) 前各号に定めるもののほか、公益上の理由等により閲覧に供することが不適当と認められるもの

(遵守事項)

第5条 閲覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歴史的資料等の閲覧は、教育委員会が指定した場所で行い、指定場所以外には持ち出さないこと。
- (2) 歴史的資料等は大事に扱い、損傷し、汚損し、又は紛失しないこと。

(3) 歴史的資料等を閲覧し、複写し、若しくは撮影をしようとする者は、事前に教育委員会の承諾を得た目的以外に使用しないこととし、出版、放送等に利用する場合は、別途権限者の承諾を得ること。

(4) 閲覧場所で飲食し、又は喫煙しないこと。

(5) 火災及び盗難等の防止に努めること。

(6) 複写物の使用によって問題が生じた場合は、全て申込者がその責を負うこと。

(閲覧許可の取消し等)

第 6 条 市教育委員会は、歴史的資料等の閲覧者が次の各号に該当するときは、閲覧等の承諾を取り消し、停止し、又は条件の変更をすることができる。

(1) 第 5 条の規定に違反したとき

(2) 閲覧の承諾に付した条件に違反したとき

(損害の賠償)

第 7 条 閲覧者は、閲覧の場所、歴史的資料等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく市教育委員会に届け出てその指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する

(様式第 1 号)

(第 3 条関係)

佐久市教育委員会歴史的資料閲覧等申込書

年 月 日

佐久市教育委員会

あて

申込者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

目 的	閲覧 のための 複写 撮影
-----	------------------------

請求資料番号	請 求 資 料 名

※「請求資料番号」欄は、目録記載頁等を記入してください。

閲覧等にあたっては、次のことを遵守し、所要時間を原則 1 時間以内とします。

- 1 この申込書に記載した目的以外には使用しないこと。特に、出版、放送等に利用する場合は権限者の承諾を得ること。
- 2 教育委員会の担当課職員の指示する事項を遵守すること。
- 3 個人所蔵資料の閲覧等を希望する場合は、事前に文化財課（電話 0267-68-7321、Fax 0267-68-7323）に確認の上申請すること。
- 4 複写物の使用によって問題が生じた場合は、全て申込者がその責任を負うこと。

(様式第2号)

(第3条関係)

佐久市教育委員会歴史的資料等閲覧申込に対する閲覧等制限通知書

平成 年 月 日

申込者 様

佐久市教育委員会

平成 年 月 日付 貴殿から閲覧等申込のありました資料につきましては、下記の理由により閲覧等に供することができませんので通知します。

記

閲覧等を不適当とする理由

請求資料の内容	理由
	閲覧等を制限するものに該当するため (取扱要領第4条第 号該当)
	個人の所蔵資料であり所蔵者の同意がとれないため
	その他